

気軽に手軽に♪ **オンライン**で情報収集！

12月開催のオンラインイベントのご案内

キヤノンマーケティングジャパン

参加
無料

**本気の防災・BCPが会社を変えた！
先進事例に共通している
危機管理のポイント**

開催日：12月16日(金) (13日 17:30申込締切)

開催時間：14:00～15:00

対象：経営者および総務・経営企画部門のお客様

大企業を中心に、BCPの策定率は年々高まっていますが、災害時などにBCPが役に立ったと感じている割合は増加していないようです。

一方、中小企業はBCPの策定すら進んでいない企業が多くあります。一体どこに問題があるのでしょうか？

災害時に被災した企業はどのような状態に陥るのか、どのようなしたら効果的なBCPを構築することができるのか、BCPを運用している企業にはどのような価値がもたらされるのか……。取材事例を基にご紹介いたします。

「講師紹介」

株式会社 新建新聞社

専務取締役 リスク対策.com編集長 中澤 幸介 氏

平成19年に危機管理とBCPの専門誌リスク対策.comを創刊。

数多くのBCPの事例を取材。

内閣府プロジェクト「平成25年度事業継続マネジメントを通じた企業防災力の向上に関する調査・検討業務」アドバイザー、「平成26年度地区防災計画アドバイザーボード」。

著書に「被災しても成長できる危機管理攻めの5アプローチ」がある。



セミナー紹介動画はこちら！

<https://youtu.be/EWBdFDPvaD4>



本イベントは事前登録制です。

お申し込みの際は ご招待コード(**G11191**)をご入力ください。

今月のイオシ文具



お名前入れ **無料** キャンペーン

■三菱鉛筆■

個人名入れ 2023年4月27日まで無料！！

対象商品：ジェットストリーム4&1

ジェットストリーム4&1MetalEdition



黒 赤 青 緑 &
シャープ0.5mm



キャンペーン価格

¥1,980
税込

専用ギフト箱

MSXE5-2000A-05
(ボール径：0.5mm)
オーブリン
カンタリック
ペンゴールド
アイスシルバー

本体価格 2,000円
+消費税



黒 赤 青 緑 &
シャープ0.5mm



キャンペーン価格

¥990
税込

専用ギフト箱

MSXE5-1000-38
(ボール径：0.38mm)
フラッグ
ネオビー
インパルゴールド
ペーパージュ

本体価格 1,000円
+消費税

■パイロット■

個人名入れ 2023年3月末まで無料！！

対象商品：定価3,000円以上の筆記具



人気イラストレーターの
COFFEE BOYさんとの
コラボ文具にお名前を入れて
ギフトにいかがでしょうか♪

大人気の
「タイムライン」も
クリスマスカラーで♪



お渡しまでお時間をいただく場合がございます。
お申し込みはお早めに♪
詳しくは店舗スタッフにおたずねください。



公式Facebook・Instagram ぜひご覧ください！

楡山事務器株式会社 TEL:0827-22-2255(代表)

〒740-0017 山口県岩国市今津町1丁目7番16号

<https://hiyamajk.co.jp>



We wish you a
Merry Christmas!



HIYAMA to~
2022

12

猶予はあと1年！ 改正電子帳簿保存法(電帳法)の対策、進んでいますか??

「電子取引」に関するデータ保存義務化は、2024年1月から対応しなければなりません。
また、2023年10月からは「インボイス制度」もスタート！
早めの対策でゆとりをもって準備することをオススメします。



電帳法の主な保存区分

① 電子帳簿等保存

「電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存」
会計ソフト等で作成した帳簿や決算関係書類などを「電子データのまま保存する」こと。

② スキャナ保存

「紙で受領・作成した書類を画像データで保存」
相手から受け取った請求書や領収書などを、スキャニングしてデータで保存すること。

③ 電子取引データ保存

「電子的に授受した取引情報をデータで保存」
領収書や請求書のように、紙でやりとりした場合にはその紙を保存しなければならない内容をデータでやりとりした場合は「電子取引」に該当。そのデータを保存しなければなりません。
※領収書などを紙ではなくデータで受け取った場合等だけが対象。

今までは電子データを出力した紙で保存しても良かったのですが、今後は、オリジナルの電子データの状態で保存しておく必要があります。(2023年12月末までは今までどおり出力した紙を保存することも可能)

▼ 経済産業省 中小企業庁
中小企業向け補助金総合支援サイト「ミラサポplus」を参考に作成

ということは、
最低限やらなければいけないのは
③の電子取引データの保存ですね。

- ✓メールで請求書や注文書を受信した
 - ✓ネット通販で買い物をして領収書をダウンロードした
 - ✓メールで見積書を送信した
- こういったものが電子取引に該当します。

要するに。。。

データはデータのまま保存してね

紙をデータにするなら
分かりやすくしてね

①と②は保存義務者の
選択によって紙で保存するか
データで保存するかを
決められます♪

そうなのね

データはデータのまま
保存してね

③は2024年1月から
対応が必要です！

「保存する時の要件」
というのが
ややこしいって
聞きました…

電子データで保存する際の要件

① システム概要に関する書類の備え付け
データ作成ソフトのマニュアル等を備え付けること。

② 見読可能装置の備え付け
データが確認できるディスプレイやアプリ等を備え付けること。

③ 検索機能の確保
「取引年月日」「取引金額」「取引先」で検索できる状態にしておかななくてはならないこと。

【対応方法の例】
・検索機能に対応した専用ソフトを使用する
・ファイル名を「20221031_(株)国税商事_110000」等にしてデータを保存する
・Excel等で索引簿を作成し、保存したファイルと関係づける

④ データの真実性を担保する措置
保存した電子データの真実性を担保できるようにする。

【対応方法の例】
A. タイムスタンプが付与された書類の受け取り
B. データに速やかにタイムスタンプを付与する
C. データの訂正・削除が記録されるまたは禁止されたシステムでデータを受け取って保存する
D. 不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を整備・運用

▼ 経済産業省 中小企業庁
中小企業向け補助金総合支援サイト「ミラサポplus」を参考に作成

- A は取引先に、
- B は自社にタイムスタンプが付与できるシステムの導入が必要です。
- C はシステムの導入と、そのやり取りをシステム内で行う必要があります。
- D は国税庁が公表しているサンプル等を活用して整備・運用する方法です。

①と②は税務職員だけでなく、その企業自身が電子データを確認するためにも欠かせませんから、当然必要ですね。

ずばり!

ポイントは
③ 検索機能の確保
④ データの真実性を担保する措置
の2つです!

どんなシステムを採用したらいいの？ 普段の業務に追われて時間もなし、そもそも何からはじめたらいい??



電帳法対策や
システムのご相談は
楡山事務器にお気軽に
ご相談ください♪

Hiyama